

事務連絡
令和4年4月15日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課
新型コロナウイルス感染症対策担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における 「検査促進枠」の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の検査促進枠における要件等につき、以下のとおり定めましたので、お知らせします。各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されますようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしく申し上げます。

記

○ 「ゴールデンウィーク」に向けた検査体制の強化について

「ゴールデンウィーク」の期間においては、無料検査事業の検査需要の増加が見込まれるところであり、期間中の帰省等を通じた感染拡大を防止する観点からも、出発前に検査を容易に受けられるよう体制の拡充を図る必要があります。

具体的には、駅や空港など不特定多数の者が集まる場所において臨時の検査拠点の設置を促進すること、また、既存の検査拠点での検査処理能力の拡充にも取り組むことが必要です。

都道府県におかれては、上記を踏まえ、駅や空港などにおける臨時の検査拠点の設置等、体制拡充に向けた取組を行うようお願いいたします。また、管内の実施事業者に対しては、「ゴールデンウィーク」中の検査需要が増加し、直前期に検査キットの発注が集中する可能性が見込まれることから、来週前半のうちに必要な検査キットの発注を行うよう、呼びかけをお願いいたします。

国においては、交通機関における検査スペースの確保や、臨時に事業を担う事業者との調整を進めているところであり、都道府県と緊密に連携を図りながら対応を進めていく考えです。

臨時の検査拠点の整備及び事業者等との調整についてご相談がある場合は下記の照会先(1)に、「ゴールデンウィーク」中の検査体制の強化方針についてお問い合わせがある場合は照会先(2)にご連絡いただくようお願いいたします。

【照会先】

- (1) 臨時の検査拠点整備等に係る相談について
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
ICT 担当 小川・市川・小宮
直通 03 (6910) 2024
- (2) 検査促進枠について
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
企画調整担当 徳永・武田・岡田・鈴木・高木・奥玉
西村・塚本・服部・鈴木・山根
直通 03 (6257) 3086
- (3) 臨時交付金全般について
内閣府地方創生推進室
臨時交付金担当 畑・中山・仙田・寺田・礒貝・中村
反町・上坂
直通 03 (5501) 1752